

いわき市農業委員会第16回総会議事録

1 開催日時

令和元年8月19日(月) 9時30分から11時30分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者(34人)

(1) 農業委員(24人)

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
	20 岡田光男	

(2) 事務局(10人)

太清光	事務局長
鈴木一徳	次長
早水孝太郎	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	農地審査係長
野木隆司	農政振興係長
勝沼靖	農政振興係 主査
金成聡司	農地調査係 主査
府川将人	農地審査係 主査
石島大輔	農地審査係 事務主任
稲葉俊祐	農地審査係 主事

4 欠席者(0人)

なし

5 会議の概要

事務局 (鈴木次長)	本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第 16 回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。 はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。 ○ 第 16 回総会議案書 ○ 許可申請に係る意見及び決定理由書 ○ 現地調査位置図 ○ 【資料 1】令和 2 年農作業労働賃金標準額資料 ○ 平成 31 年度「いわき市の農林水産業」 以上、5 点です。なお、いわき市農業委員会総会会議規則第 22 条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。 総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定に、ご協力をお願い致します。 続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を、議席番号 16 番、木幡仁一委員よりお願い致します。
16 番 木幡委員	私が、いわき市農業委員会憲章の前文 4 行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。 －憲章唱和－
事務局 (鈴木次長)	ありがとうございました。 本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野庄一 会長より、ご挨拶申し上げます。
草野会長	いわき市農業委員会第 16 回総会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。 皆様には、ご多忙の中、ご出席を賜り、感謝申し上げます。 去る、8 月 16 日に、第 96 回臨時総会が福島市でありまして、鈴木理会長はじめ、2 名の副会長で構成されておりましたが、結城副会長が辞任され、新たな副会長に、福島県厚生農業協同連合会の現県営管理委員会副会長であります長谷川正市氏が選任されました。 鈴木理県会長におかれましては、県の大変な業務の中で、ご活躍を祈念申し上げます。

草野会長

また、来る8月26日、常設審議委員会の後に、作成を進めております、福島県知事に対する意見を提出してくる予定となっております、これに対する人選については、福島県農業会議で進めており、鈴木県会長はじめ、副会長2名と、各農業委員の代表4、5名ということで、私もその一人として県知事にお会いしてきます。

さて、本日の総会は、議事といたしまして、定例となります「農地法に係る許可申請等」について、また、協議事項といたしまして、前回に続き、「令和2年農作業労働賃金標準額」について、ご審議いただきます。

慎重且つ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となりまして進めさせていただきます。

会長、よろしくお願い致します。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席はございません。

現在、委員24名中、24名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第16回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号10番、油座勝三委員

11番、新妻信夫委員

以上2名をお願い致します。

また、書記は事務局をお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

議 長 (草野会長)	これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願い致します。
事務局 (鈴木次長)	－総会議案書 2 ページにより会務報告－
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	第 16 回総会の案件について、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」において訂正が 1 件ございました。 詳細につきましては、議案説明の際、担当者から説明致します。 私からの説明は以上です。
議 長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 3 ページをお開き願います。 －議案第 1 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案説明書 2 ページをお開き願います。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明いたします。 議案説明書 3 ページをお開き願います。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 1 番、申請地、平外 6 筆、地目は田及び畑、面積は田 3,653 m²、

事務局 (石島主任)	畑 463 m²、計 4,116 m²でございます。 権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。 外 1 件、番号 2 番までは売買による所有権の移転でございます。 続きまして、3 番、申請地、平、地目は田、面積は 1,098 m²でございます。 権利移動事由は贈与による所有権の移転でございます。 外 3 件、番号 6 番までは贈与による所有権の移転でございます。 続きまして、7 番、申請地、勿来、地目は畑、面積は 626 m²でございます。 権利移動事由は 8 番との交換による所有権の移転でございます。 続きまして、9 番、申請地、平外 2 筆、地目は全て田、面積は計 1,255 m²でございます。 権利移動事由は賃借権の設定でございます。 今月の 3 条申請面積は、田 14,889 m²、畑 2,728 m²、合計 17,617 m²です。 番号 1 番から 9 番までについては、3 条許可ができない場合を示した農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 1 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
13 番 鈴木委員	議席番号 13 番の鈴木 理です。 事案 1 番、2 番、及び 9 番につきまして、現地を調査いたしました。特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (石島主任)	番号 3 番から 6 番が贈与による所有権の移転、事案 7、8 番が交換による所有権の移転であり、対価を伴わない権利設定であることから、事務局のみで現地を調査いたしましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるところでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。

	－意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 4 ページをお開き願います。 －議案第 2 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書 5 ページをお開き願います。 議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明いたします。 議案説明書 6 ページをお開き願います。 配付しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聞きくださるようお願いいたします。 番号 1 番、申請地は平、登記地目は畑、面積は 475 m²、転用目的は農作業用ハウス及び進入路です。 事業実施の確実性につきましては、申請者は自宅敷地内に農業用倉庫を所有していますが、自宅に至る道路は幅員が狭く、かつ、片側が水路、片側が 2 m 以上の段差があり、通行に支障がある状況です。申請者は高齢となってきたため、このことを不安に思っており、新たな進入路、及び併せて農作業用ハウスを設置したいという案件であり、事業実施は確実です。 番号 2 番、申請地は遠野町外 1 筆、登記地目は畑、面積は 1,416 m²、転用目的は、太陽光発電設備です。 事業実施の確実性につきましては、申請人は農業及び畜産業を生業としております。自身の高齢化と後継者不在による耕作縮小と遊休農地の増加に伴う、土地の荒廃を食い止める為、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。 番号 3 番、申請地は小川町外 1 筆、登記地目は畑、面積は 874 m²、転用目的は太陽光発電設備です。

事務局
(府川主査)

事業実施の確実性につきましては、申請人は会社員であり身内でも農作業をする者がおらず、また、他に農作業をする者も見つからず、長年、不耕作地となっていました。草刈り等を行ってききましたが、このまま放置した場合、原野化して周囲に迷惑をかけることから、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号4番、申請地は小川町、登記地目は畑、面積は394.19㎡、転用目的は資材置場、駐車場です。

事業実施の確実性につきましては、申請人は、人手が足りず、身内でも農作業をする者がいなく、また、他に農作業をする者もみつからず、当該農地を不耕作地としていました。また、申請地周辺の地形が傾斜地で、かつ、道路の幅員も狭いことから、農作業の効率化を図るため、他の農地を耕作するための農業用機材を置くための資材置場、及び駐車場を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

以上4件、面積の合計は、田0㎡、畑3,159.19㎡ 合計面積は3,159.19㎡となります。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

14番
蛭田委員

議席番号14番、蛭田秀史です。

番号1番から4番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議長
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 4 ページをお開き願います。 －議案第 2 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	説明に入る前に資料の訂正が 1 点ございます。 議案説明書 9 ページをお開き願います。 番号 12 番の譲受人ですが、いわき育成会ではなくいわき育成園に訂正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。 議案説明書 7 ページをお開き願います。 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明いたします。 議案説明書 8 ページをお開き願います。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 番号 1 番、申請地は平、登記地目は田、転用面積は 305 m²、権利の移転事由は使用貸借権の設定、転用目的は、自己住宅敷地です。 事業実施の確実性につきましては、被設定人は、平下平窪地区内に住んでいますが、現在の住居が手狭になり、また、実家の農業を手伝うため、実家に近い申請地に住宅を建築したいという案件であり事業実施は確実です。 番号 2 番、申請地は平、登記地目は畑、面積は 15 m²権利の移転事由は所有権の移転です。転用目的は資材置場です。 事業実施の確実性につきましては、譲受人は、当該農地に隣接する宅地を分譲地として新たに造成しました。顧客ニーズに合わせ、そこに速やかに住宅等を建築するための資材置場を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。 番号 3 番、申請地は錦町、登記地目は田、転用面積は 1,328 m²、権利の移転事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。 事業の確実性につきましては、設定人は労働力不足等から耕作しておらず、他に耕作する者もない為、農地が荒廃して周囲に迷惑をかけることが将来考えられることから、太陽光発電事業を行っている被設定人へ貸付を行い、太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。 番号 4 番、申請地は常磐、登記地目は田、転用面積は田 2,058 m²、

事務局
(稲葉主事)

権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は会社員の仕事が多忙であり、相続した土地を耕作することが出来ず、土地の管理をするのが難しくなっている状況であるため、太陽光発電事業を行っている譲受人に所有権を移転し、太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号5番、申請地は内郷外1筆、登記地目及び転用面積は田 306 m²畑 1,008 m²、権利の移動事由は地上権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、申請地は20年以上耕作しておらず、保全管理のみ行っておりましたが、土地の有効利用と管理を軽減する為に、太陽光発電事業を行っている非設定人に賃借し、太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号6番、申請地は内郷、登記地目は畑、転用面積は1,524 m²、権利の移動事由は地上権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、申請地は20年以上耕作しておらず、保全管理のみを行っておりましたが、土地の有効利用と管理を軽減する為に、太陽光発電事業を行っている非設定人に賃借し、太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号7番、申請地は遠野町、登記地目は田、転用面積は695 m²、権利の移動事由は使用貸借権の設定、転用目的は建設業車両及び陸上貨物運送業車両車庫です。

事業実施の確実性につきましては、設定人が代表を務める法人は遠野町滝字銅谷地内にて土木建設業を営んでおります。

高速道路等の建設工事の受注もあり、事務居手前の既存駐車場では手狭になった事から、建設業車両及び陸上貨物運送業車両車庫を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号8番、申請地は小川町、登記地目は畑、面積は1,887.41 m²、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、被設定人は、人手不足から当該農地を休耕していました。草刈り等は行っていますが、このまま放置した場合、原野化して周囲に迷惑をかけることから、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号9番、申請地は好間町、登記地目は畑、転用面積は2,144 m²、権利の移動事由は地上権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、申請地は馬鈴薯などを栽培しておりましたが、周辺の土地の耕作放棄により竹林が密生し、徐々

事務局
(稲葉主事)

に日当たりが悪くなり、設定人も高齢になった為、耕作面積を縮小しております。

申請地の南側を始めとする境界隣接地の竹林や雑木が成長しているため、伐採の負担が大きく、将来耕作する後継者もないことから、土地の有効利用と管理を軽減するために、太陽光発電事業を行っている非設定人に賃借し、太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号 10 番、申請地は久之浜町、登記地目は田、転用面積は 1,499 m²、権利の移転事由は地上権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、設定人は、人手不足から当該農地を休耕していました。しかし農地の管理は必要なため、その労力の軽減策を考えていました。被設定人は太陽光発電による電力の仕入れ及び販売をしており、新たな事業地を探しており、両者の思惑が一致したことから、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号 11 番、申請地は久之浜町、登記地目は田、転用面積は 2,409 m²、権利の移転事由は地上権の設定、転用目的は、太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、設定人は、人手不足から当該農地を休耕していました。しかし農地の管理は必要なため、その労力の軽減策を考えていました。被設定人は太陽光発電による電力の仕入れ及び販売をしており、新たな事業地を探しており、両者の思惑が一致したことから、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

なお、番号 12 番につきましては、駐車場、建築資材仮置場での一時転用、番号 13 番につきましては工事用仮設用地での一時転用、番号 14 番につきましては、KDDI 株式会社無線基地局建設に伴う仮設用地での一時転用になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

番号 15 番につきましては、一時転用案件ではありますが、既に造成が行われている案件であるため、説明させていただきます。

申請地は久之浜町外 4 筆、登記地目及び面積は、田 2,498.17 m²、畑 179.61 m²、権利の移転事由は賃借権の設定です。

転用目的は、災害防止工事のための進入路（一時転用）です。経緯につきましては、被設定人は、一般土木工事業をしており、当該農地に隣接する山林において林地開発の許可を受けたうえで砂利採取を行っていましたが、平成 29 年 5 月に許可の範囲を超えて隣接する土地からも砂利採取をしていたことが発覚し、砂利採取法違

事務局
(稲葉主事)

反に当たるとして県から行政指導を受けています。その際、当該農地についても砂利採取場への進入路として違反転用していたことが判明したものです。

違反転用に対しましては、農地法第 51 条に基づき処分を行うこととなりますが、当該案件につきましては、被設定人は、事業実施にあたり農地転用許可の手続きが必要であることを認識していたものの、下請業者との連絡の行き違いにより、許可を受けたと誤って認識して造成を行っており、故意に違反転用を行ったとまでは言い切れないと考えます。

また、当該農地の区分は、第 2 種農地（その他の農地）に該当し、本来事前に申請があれば、許可を受けられる農地になります。

なお、県は、被設定人に、隣接山林における砂利採取法違反に対する復旧工事を行なわせることとなっています。

違反転用に対し、本来であれば原状回復を指導するところですが、これらの状況を踏まえ、事務局といたしましては、県いわき農林事務所との協議により、山林の復旧工事が終わり次第、農地へ原状回復させることとし、あくまで災害防止工事のための一時転用として追認による許可をお願いしたいと考えております。

申請人に対しては、顛末書の提出を求めるとともに、二度と違反行為を行うことのないよう、事務局から指導したいと考えております。

以上、15 件、面積は、田 12, 277. 17 m²、畑 6, 858. 02 m²、合計 19, 135. 19 m²です。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第 3 号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

15 番
高木委員

議席番号 15 番、高木眞一です。

番号 1 番から 12 番の事案につきましては、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

番号 15 番の事案につきましては、事務局説明のとおり、許可を受けずに既に転用行為を実施してしまった案件になります。

違反転用については、場合によっては原状回復等の措置も考えなければなりませんが、本事案については、先程の事務局説明のとおり、当初の転用目的ではなく、隣接山林の復旧工事の際の進入路となります。

転用行為の実施状況につきましては、計画どおり施工されており、周辺の農地等に悪影響を及ぼすものではないものと確認しております。

15 番 高木委員	す。 当初、許可を受けずに転用行為を実施してしまったことについては、誠に遺憾であります。早急に山林の復旧工事を行う必要があることや、当該農地が事前に申請があれば転用可能な農地であること等を踏まえ、追認での許可もやむを得ないものと考えます。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (稲葉主事)	番号 11 番から 14 番の事案につきまして、一時転用案件であるため、事務局のみで現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 3 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 6 ページをお開き願います。 －議案第 4 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書 10 ページをお開き願います。 議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明いたします。 議案説明書 11 ページをお開き願います。

事務局 (府川主査)	それでは配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 番号1番、事業計画変更農地は川前町、登記地目は田、転用面積は608㎡、転用目的は、資機材置場（一時転用）です。 本申請地は農地法第5条許可を受けている土地で、許可年月日は平成31年1月25日、変更項目は事業の操業期間です。 変更前の期間は平成31年1月25日から令和元年8月30日まで、変更後の期間は平成31年1月25日から令和2年3月31日までです。 変更事由は、県道吉間田滝根線広瀬1号トンネル工事を施工するにあたり、資機材置場を設置したいという案件でありましたが、トンネル工事の期間が令和2年3月31日に延長されたことにより、当該一時転用案件の期間につきましても、これに合わせて延長するため、一時転用期間を変更するものです。 転用目的の変更は無く、事業計画区域については現状のまま使用します。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
事務局 (府川主査)	番号1番の事案につきましては一時転用許可の事業計画変更であるため、事務局のみで現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願 いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 6 ページをお開き願います。 －議案第 5 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書 12 ページをお開き願います。 議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願 いについてご説明いたします。 議案説明書 13 ページをお開き願います。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いします。 番号 1 番、取消願いの土地は三和町、登記地目は田、転用面積は 2,633 ㎡、転用目的は認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）用地です。 本案件は、令和元年 5 月 24 日付けで許可された、農地法第 5 条の許可の取消しでございます。 取消理由は、譲受人と譲渡人間で売買による所有権の移転を予定しておりましたが、売買契約が不調となり、本申請地での転用が困難になったため、許可の取消を行うものです。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 5 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
事務局 (稲葉主事)	番号 1 番の事案につきまして、事務局のみで現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特段問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様からのご意見、ご質問等はございますか。 －意見無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第 5 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 6 号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の 8 ページを、お開き願います。 －議案第 6 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書 14 ページをお開き願います。 農用地利用集積計画の内容について説明致します。 次のページをお開き願います。 第 6 号は公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。 実施地区は平。 借り手 1 名、貸し手 8 名、対象筆数、田 19 筆、畑 2 筆、面積、田 24,892 m²、畑 451 m²となっております。 第 7 号は新たに利用権（賃貸借）を設定する事案でございます。 実施地区は四倉。 借り手 1 名、貸し手 1 名、対象筆数、田 2 筆、面積、3,035 m²となっております。 次のページをお開き願います。 農用地利用集積計画、令和元年度第 6 号。 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年 8 月 30 日、いわき市となっております。 次のページをお開き願います。 「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。 次のページをお開き願います。 「農用地利用権設定個人別表」でございます。 番号 1 番、土地の所在は平、現況地目は田、面積 2,280 m²、外 7 件、詳細につきましては、記載のとおりです。

事務局 (西山主任)	次のページをお開き願います。 農用地利用集積計画、令和元年度第7号。 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年8月30日、いわき市となっております。 次のページをお開き願います。 「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。 次のページをお開き願います。 「農用地利用権設定個人別表」でございます。 番号1番、土地の所在は四倉外1筆、現況地目は田、面積3,035㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。 以上、第6号から第7号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 農用地利用集積計画については、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の9ページをお開き願います。 －議案第7号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書22ページをお開き願います。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見

事務局 (西山主任)	の決定について、説明いたします。 次のページをお開き願います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたためお諮りするものです。 番号 1 番、土地の所在は平、現況地目は田、面積 2,280 m²です。詳細につきましては、記載のとおりです。 なお、農用地利用配分計画(案)は先ほど可決されました「議案第 6 号 いわき市農用地利用集積計画について」、に基づいて作成されたものです。 また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。 農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第 13 条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 7 号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
事務局 (西山主任)	事務局より議案説明書に関して 1 件訂正がございます。 議案説明書 23 ページの番号 6 番の案件について、利用権設定後耕作面積に誤りがございました。 訂正をお願いいたします。
議 長 (草野会長)	その他、何かご意見・ご質問はございますか。
8 番 箱崎委員	番号 6 号の案件について、借り手が法人となっておりますが、どのような案件かお伺いします。
事務局 (西山主任)	他市町村で既に営農している法人で、今回いわき市で新たに営農を開始する案件です。
議 長 (草野会長)	その他、何かご意見・ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。議案第 7 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。
	次に、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 10 ページをお開き願います。 －報告第 1 号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の 24 ページをお開き願います。 農地法第 3 条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は平、登記地目は田、面積は 932 m ² 、畑、面積は 259 m ² 、権利を取得した日は平成 29 年 9 月 24 日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は令和元年 6 月 20 日でございます。外 28 件ございました。 議案説明書 30 ページをお開き願います。 権利取得面積は田 100,856.61 m ² 、畑 76,062.47 m ² 、合計 176,919.08 m ² でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (草野係長)	議案書の 11 ページをお開き願います。 －報告第 2 号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の 31 ページをお開き願います。 農地法第 4 条届出について、説明致します。

事務局 (稲葉主事)	次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は泉、登記地目は畑、面積は 501 m²、転用目的は集合住宅建築敷地、都市計画法上の区分は第一種低層住居専用地域、工事着工年月日は令和元年 7 月 26 日、受理年月日は令和元年 7 月 5 日でございます。外 35 件ございました。 議案説明書 39 ページをお開き願います。 転用面積は田 33,622 m²、畑 4,757 m²、合計 38,379 m²でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 3 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (草野係長)	議案書の 12 ページをお開き願います。 －報告第 3 号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の 40 ページをお開き願います。 農地法第 5 条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は泉町、登記地目は田、面積は 396 m²、転用目的は自己住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は令和元年 8 月 1 日、受理年月日は令和元年 7 月 5 日でございます。外 7 件ございました。 議案説明書 42 ページをお開き願います。 転用面積は田 3,272 m²、畑 293 m²、合計 3,565 m²でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の 13 ページをお開き願います。 －報告第 4 号を朗読し、報告事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局 (西山主任)	議案説明書 43 ページをお開き願います。 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は小川町、登記地目は田、面積は 16,725 m²でございます。 土地の引渡し次期は令和元年 7 月 12 日でございます。 田が 16,725 m²、畑が 0 m²、合計面積は 16,725 m²でございます。 以上、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知がありましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、合意解約の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 5 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の 14 ページをお開き願います。 －報告第 5 号を朗読し、専決事項を説明－ 議案説明書の 65 ページ、66 ページをお開き願います。 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、報告致します。 5 月は 1 件の証明願がありました。 合計面積は、田 2,177 m²、畑 901 m²、合計 3,078 m² になります。 審査の結果、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する適格者であるものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
議長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 では、続きまして、協議事項に入る前に、これより休憩と致します。只今 11 時 3 分です。7 分間休憩とし、再開は 11 時 10 分からといたしますので、よろしくお願いいたします。 －休憩－
議長 (草野会長)	全員お揃いですので、再開致します。 これより、協議事項に移ります。令和 2 年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。
事務局 (勝沼主査)	それでは、ご説明いたします。 前回使用しました、7 月 17 日第 15 回総会資料 1、整理すべき事

事務局 (勝沼主査)	項をご準備願います。 前は、当該資料を用いまして、新たに設定して欲しい事項について、6項目を協議いただいたところです。 協議の結果、耕作放棄地対策等の観点から、トラクター取付けの草刈機による作業代金の新設を採用することとし、今回は、どのように設定するかをご協議いただくものであります。 本日の協議にあたりましては、お配りした第3回協議資料をご参考くださいますようお願いいたします。 本日お配りした、第3回協議資料は、トラクター取付けの草刈機による作業に関する県内他市町村の平成31年度の標準額を記載したものであります。 例えば、川内村では、モアが、10アールあたり2,000円、反転、集草が、10アールあたり1,000円、ロールベアラーが1個あたり4,000円となっております。 その他、広野町等県内の状況は記載のとおりです。 傾向としては、草刈りは牧草を対象として、モア、反転、集草、ロールベアラーを設定している状況であります。 耕作放棄地対策を類似するものとしては、相馬市のフレールモア、10アールあたり6,180円になるかと考えます。 協議については、標準額の新設の是非、新設した際の問題点等の整理をお願いいたします。 また、その他の作業項目についての値上げ、据え置き、値下げをするかについて協議をいただき、遅くとも10月に協議を終えることを想定しておりますので、お願いいたします。 説明については、以上であります。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より説明がありました。 協議を進めて参りますが、新設を検討しているモアの作業について、作業名、作業範囲、標準額、必要によっては適用を入れることを検討して参ります。 また、新設以外の項目の内容については、次回以降の協議としたいと存じます。 モアを用いた草刈作業については、前回の協議において、小泉委員より実際の作業委託や相談を受けている説明がありましたが、これについて、現状等を説明いただきたく存じます。
23 番 小泉委員	議席番号23番、小泉昌男です。 前回は説明させていただきましたが、トラクター取付けの草刈機により草刈りは、作業として行っています。

23 番
小泉委員

農繁期に依頼を受けても対応できないことがあり、お断りすることがありました。

主に、夏場と冬場の草刈りが多かったように感じました。

実際には、水田の状態だったり、草の高さによって作業時間が変わってきたように感じます。

そのため、料金の設定は難しかったのですが、大体 10 アールあたりで、長い草のため 1 時間で 2 から 3 回往復して、8 千円から 1 万円としました。

やった感想としては、やはり時間と草の高さ、農地形状に左右されるほか、刃の消耗についてもロータリーよりも多いのではないかと感じ、その点も加味されるべきなのではないかと考えます。

議 長
(草野会長)

ありがとうございます。

実際の事例をお話いただきました。

資料 1 に出てくるロータリーやロールベレーについて、牧草を刈ることを想定して入れている自治体が多いという説明でした。

耕作放棄地対策を目的として設定する場合、牧草地と耕作放棄地対策と 2 本立てで標準額を設定することも想定されるかと思います。

遊休農地対策を目的とした草刈りモアの価格を載せるということではよろしいかとは思いますが、一方の牧草地について酪農をやられている委員の皆様のご意見はどうでしょうか。

9 番
松本委員

議席番号 9 番、松本英人です。

水田に牧草をまかれた、田作の牧草地については、今まで暗黙の値段で実施してきたのが現状である。

その値段は、10 アールあたり 3,000 円くらい。

先ほどの事務局の説明でロールベレーの話もでたが、ロールベレーの場合は、1 個あたり 4,000 円とあった。それは、概ね相場の価格であろうと思います。

牧草が湿気っていた場合など、牧草については、年 2 回刈採る場合、一度目は牧草の草の量がありロールも多く取れるが、2 度目は、同じ面積をやってもロール数が少なくなる傾向があり、請け負う方としては、かなり金額設定が厳しくなる。

最近、モアコンディショナーで刈ってすぐ短くしてしまうものがあり、腐りも早く、だまにならずによい。

今までは、草刈りは 10 アールあたり 3,000 円くらいが妥当な金額ではないかと考える。

トラクターも 20 馬力では 1 メートル 30 センチメートル程度で、

9 番
松本委員

我々が使っている 80 馬力程度のものは 2 メートル 40 センチメートル程度刈れる。

草刈りは、どんなに馬力があっても幅がなければ作業効率が上がらない。

標準額となると、持っているトラクターやモアの大きさなどでも違いが出てくるため、もう少し議論が必要なのではないか。

今年、標準額を設定するのか、他の委員会の標準額等を参考とするのが良いのか、難しいのではないだろうか。

話は変わるが、糞摺りの値段についても検討いただきたい。

糞摺りの値段は、合併前は勿来が一番高かった。

これについて、現在の標準額の値上げを検討したい。

議 長
(草野会長)

糞摺りの値段については、次回の議論とさせていただき、今回は、新規で設定を検討している、モアの草刈りについて協議します。

各農業委員会では、反当りで標準額を設定しているようだが、これについて、どのように標準額を設定するか、遊休農地対策を主体に考えていただきたいと思います。

牧草地については、この次に、設定するかどうか協議したいと思います。

先ほどの、小泉委員のご意見だと、作業時間が長くなったり、草が伸びているなど作業効率が悪くなるところで、10 アールあたり 1 万円程度ということだが、他の農業委員会の事例では、10 アールあたり 5,000 円から 6,000 円程度が妥当と考える。

これについて、ご意見はありませんか。

12 番
佐川委員

議席番号 12 番、佐川良平です。

小泉委員に草刈りをお願いすることがあったが、結構広い面積をお願いした。

30 センチメートル以下の草を刈るのと、大人の背丈もある草を刈るのでは、燃料や機械の消耗が違う。

草刈りの手間等もセットにして、金額を設定するのがよいと思う。

2 番
坂本委員

議席番号 2 番、坂本和徳です。

私も、スライドモアを持っていまして、震災後の 1、2 年後に、錦町関田の基盤整備地区の草刈りを行いました。

実際に 2 メートル以上になった草刈りを受託しましたが、10 アールあたり 2 万円で請け負いました。

津波被災を受け、遊休農地となった農地で、色々なゴミが捨てられていて、蛍光灯の管やファンヒーター、ファンヒーターのタンク

2 番 坂本委員	やポリタンクなどあったので、それを整理すると、時間もかかり、そのくらいもらわないと割に合わない。
議 長 (草野会長)	やはり、条件によって、相当な違いが出てきますね。 草刈りだけの条件を付けるというのもあります。 1メートル以内で単価いくらという風に、条件を付けるというのはどうでしょうか。 今まで聞いた条件の農地だと、やはり、機械の負荷や人員の作業負担が大きいですが、そこまでの条件でない農地と限定すると、考えることもできるのではないかと。
2 番 坂本委員	議席番号 2 番、坂本和徳です。 聞いた話ですが、錦町の住宅街に囲まれた農地が、遊休化していて、草が伸びてくるので、鳥獣害や火災防止の観点から、近隣住民から草刈って欲しいと要望が出ているので、シルバー人材センターに作業委託したところ、30 アールで 20 万円から 30 万円で、草刈りから刈り取った草の処分までやってもらった。 そのくらい、払う人は払っているようです。
7 番 草野久委員	議席番号 7 番、草野久仁昭です。 条件によっては、作業効率が大きく異なることから、2 段階くらいに分けて設定するのが良いのではないかと。 単に 10 アールいくらでやると、作業効率が大きく変わると、割に合わなくなるのではないかと。
議 長 (草野会長)	作業効率によって、やはり大きく違うということだろう。 2 段階という意見がありましたが、それも現実的な話だろうと思います。 他地区の例や記載内容を参考にしながら、どのような記載とするか、また、どのような価格とするか、慎重に議論したいと思います。 その他に、ご意見はありますか。
24 番 佐藤委員	議席番号 24 番、佐藤吉行です。 私の地区ではこういう問題が起こっていないから、何とも言えないが、2メートルの草といっても、柳など種類によっても異なってくるのではないかと。 基準なのだから、条件によって相対で決めてもらわなければならないのではないかと。

議 長 (草野会長)	基準という考え方だと、標準的な条件を検討しておく必要があるのではないだろうか。 1メートル以内とかいう条件で、それを超える場合は、相対で検討してもらうなど。 それについては、ご意見はありませんか。
23 番 小泉委員	議席番号 23 番、小泉昌男です。 草丈の話がありましたが、面積と時間を組み合わせたような考え方が良いのではないのでしょうか。 例えば、10 アールを 1 時間以内で 7,000 円くらいとしておいて、その時間が、1 時間に達した場合には 10,000 円とするなど、面積要件と時間要件で積み上げた方法が良いのではないか。
議 長 (草野会長)	面積だけでなく、時間も加味するということですが、10 アール、1 時間で 1 万円という考え方が基本になるかと思います。
15 番 高木委員	議席番号 15 番、高木眞一です。 今、坂本委員や小泉委員の話を聞いていたが、実際に金額が設定された場合に、その条件で作業を受けられますか。 これだけ、金額の設定が複雑であれば、今回は見送って、よく精査してからでもよいのではありませんか。 農地を荒らしている所有者は、草ごろになっても問題ないと考えおり、その方は、何万円も出して管理するというのは考えにくい。 そういったことに、農業委員会が時間を割いているというのは時期尚早のように感じます。
議 長 (草野会長)	只今の意見も尊重しながら、本日の意見を持ち帰りながら、次回の協議といたします。 方針としては、標準額として新設するという方向ですので、次回に向けて各委員で検討していただきたい。 それでは、本日の協議事項は、ここまでと致します。 他になにかありますでしょうか？ 次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。
事務局 (野木係長)	特に、ございません。
議 長 (草野会長)	その他、委員の皆様から何かございますか。 特に無いようでありますので、これをもちまして、いわき市農業

議 長 (草野会長)	委員会第 16 回総会を閉会致します。
---------------	---------------------